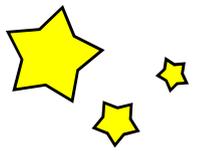


下松市省エネ家電 買替支援補助金



のご案内

下松市では、市民の方を対象に物価・エネルギー価格高騰によるご家庭への費用負担の軽減と、ご家庭内での省エネルギー化を促進するため、省エネ性能に優れた家電製品へ買い替えたご家庭に対し購入費用の一部を補助します！

申請受付期間
(先着順)

令和6年

令和7年

9月2日(月) ~ 2月28日(金)

補助上限

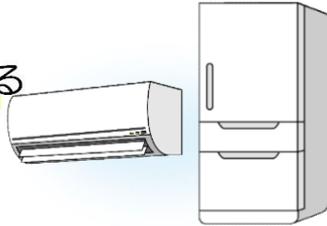
5万円

対象家電

市内販売店で買い替えた エアコン・電気冷蔵庫で、次の条件を全て満たすもの

- 1) 省エネ基準達成率100%以上のエアコン又は電気冷蔵庫
- 2) 令和6年7月20日~令和7年2月28日の期間に下松市内の販売店等で購入したもの
- 3) 既存の商品からの買い替えで、新品のもの(未使用の家電であること)
- 4) 市内の自らが居住する住宅に設置するもの

インターネット等による
購入品は対象外です



補助金額

対象家電購入費(税抜価格)の

1/3

※千円未満の端数は切り捨てます。
(1世帯 上限5万円)

※付属品、設置工事費、運搬料及び買い替え前の処分費や消費税は含めません。

※消費税やクーポン等による割引があった場合は、割引後の金額で審査します。

※対象家電を組み合わせで申請したり、1台以上の申請もできますが、いずれの場合も支給最大金額は1世帯につき、5万円です。
(5万円以上支給することはありません。)

省エネ性能



ここの数値が
100%以上かチェック!
家電購入店又は
下記サイトでご確認ください



「省エネ型製品情報サイト」

申請は
1世帯につき1回まで!
先着順のため受付期間内でも
予算に達した時点で
終了します!



補助対象者

※すべてに該当すること

- 下松市の住民基本台帳に記載されている方
- 申請者本人又は本人と同一世帯に属する方が、この補助金の交付の決定を受けていないこと。
- 市税を完納している方（申請者の完納証明書が必要です。）
- 対象家電の購入費について、他の補助を受けていないこと。
- 本人又は本人と同一世帯に属する方が、令和6年7月20日から令和7年2月28日までの間に、買い替え前の家電を特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき適正に処理していること。



● 申請から補助金交付までの流れ



● 必要書類（すべての書類をご用意ください）

<input type="checkbox"/> 下松市補助金交付申請書兼請求書（HPからも出力できます）	市役所 2階①窓口 （環境推進課）
<input type="checkbox"/> 下松市の住民票の写し （世帯全員のもの、申請日の前3か月以内に発行されたもの）	市役所 1階⑤窓口 （市民課）・各出張所
<input type="checkbox"/> 市税完納証明書 ※納税証明書とは異なります （申請者本人のもの、申請日の前3か月以内に発行されたもの）	市役所 1階②窓口 （税務課）・各出張所
<input type="checkbox"/> 対象家電の購入した際のレシート又は領収書の写し （購入費の内訳・購入日・購入店舗名・型番すべての記載があるもの）	購入店・販売店等
<input type="checkbox"/> 製造者（メーカー）が発行した保証書の写し ※販売店の保証書とは異なります。 （型番・製造番号が記載されているもの）	購入店・販売店等
<input type="checkbox"/> 買い替え前の家電の「家電リサイクル券（排出者控え）」の写し	購入店・販売店等
<input type="checkbox"/> 申請者本人の通帳又はキャッシュカードの写し （銀行名、支店名、口座名義人、口座番号が明記されているもの）	※ネットバンク等で通帳のない方は、左記の項目が分かる情報を印刷してご提出ください。

【提出先・問い合わせ先】

下松市役所
環境推進課 環境保全係（2階①窓口）
TEL 0833-45-1826

※申請受付日前の書類持込や書類の事前チェックはお断りいたします。

※郵送での申請は受け付けておりません。市役所へ持ち込みをお願いいたします。

[詳細はこちら](#)

